

PTA・青少年教育団体共済法^(※)の概要

※ 平成22年法律第42号

趣 旨

青少年の健全な育成等に資するため、PTA・青少年教育団体が、その主催する活動等における青少年等の災害について、共済事業を行うことができることとする。

概 要

I 共済事業の実施に関する規定の整備

PTA・青少年教育団体(以下「PTA等」という。)が共済事業を実施するにあたり、必要な事項について規定。

- 共済団体 : PTA等であって、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人であるもののうち、行政庁の認可を受けたもの
- 認可審査基準 : 監事の設置、共済規程の内容、財産的基礎(準備金) 等
- 共済事業の種類 : PTA等が主催する活動における児童生徒等(幼児・児童・生徒・学生(高等専門学校))及び保護者等の災害に係るもの 等
- 共済掛金及び共済金の額 : 文部科学省令で定める額を超えない額
- 共済期間 : 1年を超えない期間
- その他 : 区分経理の実施、資産の運用方法の制限、準備金の積立て、業務報告書の提出等

II 共済団体の監督に関する規定の整備

共済団体が事業を実施する際の行政庁の監督に関し、必要な事項について規定。

- 行政庁による命令等 : 行政庁が必要と認めるときは、共済団体の業務又は財産の状況に関する報告、共済団体への立入検査、共済規程の変更その他監督上必要な命令等を行うことができる。
- 認可の取消し : 行政庁は、共済団体の財産の状況が著しく悪化し、共済事業の継続が共済契約者等の保護の見地から適当でないとき、認可を取り消すことができる。

III その他

- 行政庁 : 都道府県教育委員会(一の都道府県の区域内で共済事業を実施) 文部科学大臣(複数の都道府県の区域で共済事業を実施)
- 罰則 : 規定に違反した者は、所要の罰金に処する。

施行期日

公布の日(平成22年6月2日)から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日